

第5条 この会の構成員は、次のとおりとする

(1) 会員 この会の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛同人 この会の目的に賛同した個人。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書に会費を納入して運営委員長に申し込むものとする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

第3章 役員

(種別及び定数)

第8条 この会に正会員の中より次の役員を置く。

(1) 共同代表 2人以上4人以内

(2) 運営委員長 1人

(3) 全国調整委員 15人程度

(4) 会計監査人 1人以上2人以内。

(選任等)

第9条 共同代表、運営委員長、全国調整委員及び会計監査人は、総会において選任する。

2 会計監査人は、共同代表を兼ねてはならない。

(職務)

第10条 共同代表は、この会を代表し、マスコミなどとの対外的な意思表示を行う

2 全国調整委員は運営委員会を構成し、この会則の定め及び総会又は運営委員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。なお、運営委員長は運営委員会を代表する。

3 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

(1) この会の財産の状況を監査すること。

(2) 前号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(任期等)

第11条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会議

(種別)

第12条 この会の会議は、総会及び運営委員会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成し、会の最高議決機関とする。

(総会の権能)

第14条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 会則の変更。
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (3) 事業報告及び収支決算。
- (4) 共同代表、運営委員、会計監査人の選任及び解任。
- (5) 会費の額。
- (6) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と定め、招集を請求したとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による招集の請求があったとき。
- (3) 会計監査人が第13条第3項第3号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、共同代表が招集する。

2 共同代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 18 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

ただし、委任状提出者は出席とみなす。

(総会の議決)

第 19 条 総会における議決事項は、第 21 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 20 条 各会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。なお、代理人として委任を受けられるのは 4 人までとする

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(運営委員会の構成)

第22条 運営委員会は、運営委員長と全国調整委員をもって構成する。

(運営委員会の機能)

第23条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案する会の運営方針、活動の企画・立案。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(運営委員会の招集)

第24条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(運営委員会の議決)

第25条 運営委員会の議事は、運営委員会の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局の設置)

第26条 この会の日常的・定型的な事務の処理をするため、運営委員長のもとで事務局を設置する。

第5章 会計

(会計年度)

第27条 この会の会計年度は、毎年 ○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 28 条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに作成し、運営委員会の承認を得た上で、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 29 条 この会の事業報告書、収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに運営委員長が作成し、運営委員会の承認を得た上で、会計監査人の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 6 章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第 30 条 この会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経るものとする。

第 7 章 雑則

(細則)

第 31 条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、共同代表がこれを定める。

附則

1 この会則は、◎◎年◎◎月◎◎日から施行する。

□論点として以下のようにあげられました。

・会員制度の導入について

賛同人が 6000 人に達するほどになった現在、総会を開催して「決める」ためには「総会の議決権」を確定する必要がある。また、財政や運営の一定の責任を持つ存在もこれからは必要である。今まで通り 1000 円を支払って参加する賛同人の枠組みは残しつつ、会員制度を導入しました。会費は年間 5000 円程度、会員数は全国で 300 人程度を想定しています。

・規約全体について

会として継続的な活動をするためには規約整備が必要ということから規約案を作成しました。なお、すべての場合を想定した詳細なつくりこみをするると膨大な条文数になります。大きな考え方としては内閣府の「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引」にある一般的な規定を参考にするという合意をしておき、必要ならば総会などで追加していくことにしたいと考えています。

- ・その他の論点

役員解任規定が必要ではないか 解散規定、会員除名規定などの指摘

地域組織の規定は必要ないか

会らしい規定（総会以外の直接投票など）は必要ないか

書面議決をどうするか、委任の人数は何人が適切か

調整委員を運営委員にすべきではないか

調整委員（運営委員）の選出はどのような基準で行うのか

年会費 5000 円の妥当性 減免規定？